

<「きょうとウォーキング事業」企画・運営・広報業務委託>

1 / 4

No.1～15：事前説明会（令和元年5月16日（木））での質疑に対する回答

No.	ご質問内容	回答
1	委託業務仕様書について 「健康無関心層」に対する「従来」の健康づくり啓発の広報等には限界がある、とは具体的にどのようなことか。	健康づくりについて、チラシ、府民だより、新聞、ラジオ等広報媒体で周知を図るが、健康無関心層には興味を持っていただけていない現状等が例として挙げられます。
2	実施市町村の選定について 実施主体として予定されている市町村の選定は、受注者の提案によるものか、それとも発注者があらかじめ決定されているのか。	発注者が3市町村程度を選定します。
3	実施市町がどこかによって、広報手段の提案が随分と変わってきますが、決まっていない状態でどのように提案すればよいのか。	例えば、人口が多い市町村、少ない市町村等でも汎用性のある幅広いご提案をお願いします。
4	ウォーキングコースの設定数はいくつを予定されているか。	現時点で実施市町村が決定しておらず、また、その市町村が、コースの設置を希望するかどうか不明です。最終的な設定の有無及び数は、実施市町村の意向によります。
5	インセンティブの数はどれくらいを予定されているか。	参加者の想定人数としては、3市町あわせて、およそ500人～1,000人規模の数を予定しています。インセンティブの数は、指定しませんので、商品の種類や配布方式（参加者全員や抽選方式等）をふまえてご提案願います。

No.1～15：事前説明会（令和元年5月16日（木））での質疑に対する回答

No.	ご質問内容	回答
6	<p>マップ上でのキャラクター出現について まゆまるの他に市町村のゆるキャラを例に挙げられていたが、現時点で決まっているのか。 提案内容にも関わってきますが、例えば質疑回答の5月23日(木)時点では決まっています、掲示していただくのは可能か。</p>	<p>現時点では実施市町村が決定していないため、具体的な「ゆるキャラ」も決定していません。 質疑回答日までに決定するのは難しい状況です。 今回は3市町村程度をモデル市町として実施していくため、できるだけ幅広くご提案願います。</p>
7	<p>仕様書5（3）について ロゴは具体的にどのようなものを想定されているか。市町村のマーク等既存のものを指すのか、提案によるキャッチーな「タイトル」等を指すのか。</p>	<p>京都府や市町村が使用している既存のマーク等に加え、本事業名「きょうとウォーキング事業」に替わる事業の愛称のロゴを想定しています。 事業の愛称については、仕様書3（3）に記載の「健康無関心層への効果的な広報手法等の提案」の1つとして、ご提案内容に含めていただきますようお願いいたします。</p>
8	<p>インセンティブの配送方法について 「市町村一括と利用者個人のいずれでも対応可能であること」、とあるが、発送費用を考慮した際に、両者で大きな差異が生じる。どちらにするのかは業者からの提案によるものなのか、京都府が決定するのか。</p>	<p>ご提案の中で、どちらかを選択していただいて、それに応じた費用を提示いただいて結構です。</p>

<「きょうとウォーキング事業」企画・運営・広報業務委託>

No.1～15：事前説明会（令和元年5月16日（木））での質疑に対する回答

No.	ご質問内容	回答
9	業務委託期間内に、取組結果データの納品があると思うが、その他に何か具体的な業務があるか。	業務委託期間の終期は、インセンティブの発送に一定期間が必要であったり、運用期間後の実施結果報告の時期等も含めて総合的に考慮して、年度末としています。
10	利用者の取組結果データについて 運用期間中の中間報告と運用終了後の最終報告はいつ頃を想定しているか。	最終報告については、運用期間後の10月以降の任意の時期で構いません。ただし、中間報告については、10月以降の別途指示する時期までの報告をお願いする予定です。
11	プレゼンテーションの日程はいつ頃になるのか。	説明会の時点では調整中であったため、「6月中下旬の予定」とお答えしましたが、「6月17日（月）午後」に開催させていただく予定です。
12	受注者が最終的に決定するのはいつ頃になるのか。	6月下旬が目処となります。
13	委託上限額の250万円（税込）は、アプリの運用・保守管理、インセンティブ商品の手配・配送、広報、それら全て込みでの金額か。	お見込みのとおりです。委託内容（1）～（5）すべての業務を含めた金額です。
14	アプリの登録項目の中に、居住地・通勤地・通学地等が列挙されているが、これはいずれを選択しても良いのか。	実施市町村に該当するものを選択して、入力していただく想定をしています。
15	今回の利用者は京都府民と考えて良いのか。	基本的にはそうなるが、実施市町村に通勤地や通学地が存在する方も対象となるため、他府県に居住している方でも利用者となる可能性はあります。

No.16～17：事前説明会（令和元年5月16日）以後の質疑に対する回答

No.	ご質問内容	回答
16	<p>インセンティブについて 参加者全員に配布する想定なのか、抽選制なのか どちらでしょうか。</p>	<p>どちらでも可とします。また、インセンティブの 種類に応じて両方でも構いません、 仕様書3（2）に記載のとおり、「利用者にとっ て継続的なウォーキングの実践意欲が湧くような 実用的なものが望ましく、また、社会通念上妥当 なもの」を対象者数や価格等を踏まえて、様々な バリエーションでご提案願います。</p>
17	<p>アプリの登録情報について 「本府登録ユーザを登録する機能があり、既存 ユーザとの区別が可能であること」と記載されて ありますが、「既存ユーザ」とは、具体的にどの ようなユーザーを指しているのか、ご教示を願 います。</p>	<p>仕様書4「アプリの条件」に記載のとおり、アプ リは既存の製品をベースに構築することを前提と しています。このため、既存のアプリの仕様 （ユーザーの登録項目）にも拠りますが、既存の ユーザーで、居住地が京都府内・実施市町村に設 定されている方も一定数いるものと想定していま す。 そのような「既存ユーザ」と本事業への参加者が 混在することがなく、区別が可能であることを条 件とさせていただきます。</p>